

環境問題に係る主要基準集

(水質・土壤・底質)

第16版

令和4年6月

一般財団法人 鹿児島県環境技術協会

目 次

I 水質.....	1
-----------	---

【環境基準】

1 水質汚濁に係る環境基準值.....	1
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	1
(2) 生活環境の保護に関する環境基準	2
2 地下水の水質汚濁に係る環境基準值.....	9
3 ダイオキシン類に係る環境基準.....	10
4 要監視項目の指針値.....	11
(1) 人の健康の保護に係る項目	11
(2) 水生生物の保全に係る項目	13

【排水基準等】

5 水質汚濁防止法による排水基準值.....	14
6 特定地下水浸透水が有害物質を含むものとしての要件（地下浸透基準）	16
7 地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準.....	17
8 下水道および浄化槽に係る基準值.....	18
(1) 公共下水道への排除基準	18
(2) 公共下水道からの放流水の水質に関する技術上の基準.....	19
(3) 浄化槽からの放流水の水質に関する技術上の基準.....	19
(4) 尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽の性能に関する技術的基準.....	19

【飲用基準等】

9 水道水質基準值	20
10 清涼飲料水の成分規格.....	21
(1) 一般規格	21
(2) 個別規格	21
11 清涼飲料水の製造基準.....	24
(1) 一般基準	24
(2) 個別基準	24
12 食品製造用水	26
13 建築物環境衛生管理基準（飲料水）	27
14 温泉飲用基準	29
(1) 飲用利用基準	29
(2) 微生物学的衛生管理	29
15 浴用利用基準	30

【農薬】

16 農薬に関する指針値等.....	31
(1) ゴルフ場排水中の農薬濃度に係る暫定指導指針値.....	31
(2) 公共水域における農薬の水質評価指針値	32

【その他】

17 その他の水質に係る基準値等.....	33
(1) 水浴場水質判定基準	33
(2) 農業用水基準（水稻）	34
(3) 水産用水基準	35

II 土壤.....	39
1 土壌の汚染に係る環境基準.....	39
2 土壌汚染対策法に関する要措置区域の指定に係る基準.....	40
(1) 土壌溶出量基準	40
(2) 土壌含有量基準	41
(3) 第二溶出量基準	41
3 農用地土壤汚染対策地域の指定要件.....	42
4 農用地における土壤中の重金属の蓄積防止に係る管理基準.....	42
III 底質.....	43
1 水底土砂に係る判定基準.....	43
2 判定基準に係る有害物質以外の有害物質等.....	44
IV 産業廃棄物	45
1 埋立処分に係る判定基準.....	45
2 特別管理産業廃棄物の判定基準.....	46
(1) 燃え殻・ばいじん・鉱さい	46
(2) 廃油	47
(3) 汚泥・廃酸・廃アルカリ	48
V 資料編.....	49
1 環境基準の変遷	49
2 排水基準の変遷	50

I 水質

1 水質汚濁に係る環境基準値

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法に基づき公共用水域（河川、湖沼、海域など）が維持することが望ましい基準として定められています。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目が選定されており、全国一律の基準値が設けられています。

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）
(最終改正：令和3年10月7日 環境省告示第62号)抜粋

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

人の生活に密接な関係のある、財産や動植物とその生息環境などの保全を目的とした基準です。個別の水域ごとに類型を指定して具体的に示すことになっています。

① 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目 (n は日間平均値のデータ数) のデータ値 ($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2 農業用水利点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。

4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。

5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

6 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

- ② 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L 以上	—

備考 1 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
 2 水道 1 級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100mL 以下とする。
 3 水道 3 級を利用目的としている地点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 1,000 CFU/100mL 以下とする。
 4 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
 5 水産 1 級及び水産 2 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（河川に準ずる。）。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全 及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道 1、2、3 級 (特殊なものを除く。) 水産 1 種 水浴 及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道 3 級 (特殊なもの) 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産 2 種 及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

- 備考 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
 3 農業用水については、全隣の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
 水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
 水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生育できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生育できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生育できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
備考 基準値は、日間平均値とする。		

③ 海域

ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値			
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100mL 以下 検出され ないこと
B	水産 2 級 工業用 水 及びCの欄に掲 げる もの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	— 検出され ないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2 mg/L 以上	— —

備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20 CFU/100mL 以下とする。
 2 大腸菌数に用いる単位は CFU (コロニー形成単位 (Colony Forming Unit)) /100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。
 3 水産 1 級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない (河川に準ずる。)。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利 用 目 的 の 適 応 性	基 準 値	
		全 硝 素	全 磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
II	水産 1 種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
III	水産 2 種及びIVの欄に掲げるもの (水産 3 種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
IV	水産 3 種・工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。
- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基 準 値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生育できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生育できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生育できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

2 地下水の水質汚濁に係る環境基準値

地下水の水質汚濁に係る環境基準値は、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として一律に定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

(最終改正：令和3年10月7日 環境省告示第63号) 別表抜粋

項目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。	
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

3 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて環境基準値が設けられています。

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号）

（最終改正：令和 2 年 3 月 30 日 環境省告示第 35 号）抜粋

媒　体	基　準　値
水質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
備考	
1 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。 2 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。 3 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 4 水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。	

4 要監視項目の指針値

人の健康の保護に関する物質または水生生物の生息または生育環境の保全に関する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき項目について指針値が設定されています。

(1) 人の健康の保護に係る項目

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（平成 16 年 3 月 31 日 環水企発第 040331003 号・環水土発第 040331005 号 環境省環境管理局水環境部長通知）

（最終改正：令和 2 年 5 月 28 日 環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号 環境省水・大気環境局長通知）
抜粋

ア 公共用水域

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)

イ 地下水

項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオノン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	-
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	-
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)

(2) 水生生物の保全に係る項目

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号環境省水環境部長通知）

（最終改正：平成 25 年 3 月 27 日 環水大水発第 1303272 号 環境省水・大気環境局長通知）抜粋

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.7 mg/L 以下
		生物特 A	0.006 mg/L 以下
		生物 B	3 mg/L 以下
		生物特 B	3 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.8 mg/L 以下
		生物特 A	0.8 mg/L 以下
フェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.05 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下
		生物 B	0.08 mg/L 以下
		生物特 B	0.01 mg/L 以下
	海域	生物 A	2 mg/L 以下
		生物特 A	0.2 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	1 mg/L 以下
		生物特 A	1 mg/L 以下
		生物 B	1 mg/L 以下
		生物特 B	1 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.3 mg/L 以下
		生物特 A	0.03 mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.001 mg/L 以下
		生物特 A	0.0007 mg/L 以下
		生物 B	0.004 mg/L 以下
		生物特 B	0.003 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.0009 mg/L 以下
		生物特 A	0.0004 mg/L 以下
アニリン	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.02 mg/L 以下
		生物 B	0.02 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.1 mg/L 以下
		生物特 A	0.1 mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	0.03 mg/L 以下
		生物特 A	0.003 mg/L 以下
		生物 B	0.03 mg/L 以下
		生物特 B	0.02 mg/L 以下
	海域	生物 A	0.02 mg/L 以下
		生物特 A	0.01 mg/L 以下

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性
淡水域 (河川及び湖沼)	生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
	生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
	生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
	生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
海域	生物 A	水生生物の生息する水域
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

5 水質汚濁防止法による排水基準値

排水基準は有害物質とその他の項目とに分けられ、有害物質は全ての特定事業場、その他の項目については排水量が 50m³/日以上の特定事業場が対象となります。また、排水基準は都道府県により一律基準よりも厳しい上乗せ基準を設定することができます。

排水基準を定める省令（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）抜粋

（最終改正：令和 3 年 12 月 11 日 環境省令第 15 号）

ア 有害物質

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1, 3-ジクロロプロパン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 10 mg/L 海域に排出する場合 230 mg/L
ふつ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 8 mg/L 海域に排出する場合 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考 1 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

イ その他の項目

排水基準項目	許容限度
pH(水素イオン濃度)	海域以外に排出する場合 5.8~8.6 海域に排出する場合 5.0~9.0
BOD(生物化学的酸素要求量)	160(日間平均120) mg/L
COD(化学的酸素要求量)	160(日間平均120) mg/L
SS(浮遊物質量)	200(日間平均150) mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 5 mg/L 動植物油脂類 30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 (日間平均60) mg/L
燐含有量	16 (日間平均 8) mg/L

備考1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

6 特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件（地下浸透基準）

水質汚濁防止法においては、特定事業場から地下に浸透する水に関して、有害物質を検出限界値より多く含むものを地下浸透させてはならないことになっています。

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法（平成元年8月21日環境庁告示第39号）
(最終改正：令和2年3月30日 環境省告示第35号)抜粋

項目	検出限界値	
カドミウム及びその化合物	0.001	mg/L
シアン化合物	0.1	mg/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	0.1	mg/L
鉛及びその化合物	0.005	mg/L
六価クロム及びその化合物	0.04	mg/L
砒素及びその化合物	0.005	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	mg/L
アルキル水銀化合物	0.0005	mg/L
PCB	0.0005	mg/L
トリクロロエチレン	0.002	mg/L
テトラクロロエチレン	0.0005	mg/L
ジクロロメタン	0.002	mg/L
四塩化炭素	0.0002	mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.0004	mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	0.002	mg/L
1, 2-ジクロロエチレン	シス体 トランス体	0.004 0.004 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン		0.0005 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.0006 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン		0.0002 mg/L
チウラム		0.0006 mg/L
シマジン		0.0003 mg/L
チオベンカルブ		0.002 mg/L
ベンゼン		0.001 mg/L
セレン及びその化合物		0.002 mg/L
ほう素及びその化合物		0.2 mg/L
ふつ素及びその化合物		0.2 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 亜硝酸性窒素 硝酸性窒素	0.7 0.2 0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー		0.0002 mg/L
1, 4-ジオキサン		0.005 mg/L

7 地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準

都道府県知事は特定事業場から有害物質を含む水の地下浸透があったことにより、人の健康影響又はそのおそれがあると認められる場合に、特定事業場の設置者に対し浄化基準値を満足するような地下水の浄化措置を命令することができます。

水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年 6 月 19 日 総理府・通商産業省令第 2 号）

（最終改正：令和 3 年 4 月 1 日 環境省令第 3 号）抜粋

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L
シアン化合物	検出されないこと
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.01 mg/L
六価クロム化合物	0.05 mg/L
砒素及びその化合物	0.01 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.01 mg/L
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L
ジクロロメタン	0.02 mg/L
四塩化炭素	0.002 mg/L
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L
1, 2-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンの合計量 0.04 mg/L
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L
チウラム	0.006 mg/L
シマジン	0.003 mg/L
チオベンカルブ	0.02 mg/L
ベンゼン	0.01 mg/L
セレン及びその化合物	0.01 mg/L
ほう素及びその化合物	1 mg/L
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 10 mg/L
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L

8 下水道および浄化槽に係る基準値

特定施設から下水道へ流入する排水や、公共下水道からの放流水については以下に示す基準値が定められています。また、浄化槽等からの放流水についても基準値が定められています。

(1) 公共下水道への排除基準

下水道法施行令（昭和 34 年 4 月 22 日 政令第 147 号）（最終改正：令和 3 年 11 月 1 日 政令第 296 号）抜粋
鹿児島市下水道条例（昭和 42 年 4 月 29 日 条例第 122 号）（最終改正：平成 31 年 3 月 20 日 条例第 23 号）抜粋

項目	基 準 値	
1 カドミウム及びその化合物	0.03	mg/L 以下
2 シアン化合物	1	mg/L 以下
3 有機燐化合物	1	mg/L 以下
4 鉛及びその化合物	0.1	mg/L 以下
5 六価クロム化合物	0.5	mg/L 以下
6 ひ素及びその化合物	0.1	mg/L 以下
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	mg/L 以下
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと	
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003	mg/L 以下
10 トリクロロエチレン	0.1	mg/L 以下
11 テトラクロロエチレン	0.1	mg/L 以下
12 ジクロロメタン	0.2	mg/L 以下
13 四塩化炭素	0.02	mg/L 以下
14 1, 2-ジクロロエタン	0.04	mg/L 以下
15 1, 1-ジクロロエチレン	1	mg/L 以下
16 シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L 以下
17 1, 1, 1-トリクロロエタン	3	mg/L 以下
18 1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	mg/L 以下
19 1, 3-ジクロロプロパン	0.02	mg/L 以下
20 チウラム	0.06	mg/L 以下
21 シマジン	0.03	mg/L 以下
22 チオベンカルブ	0.2	mg/L 以下
23 ベンゼン	0.1	mg/L 以下
24 セレン及びその化合物	0.1	mg/L 以下
25 ほう素及びその化合物	河川に放流する場合 海域に放流する場合	10 mg/L 以下 230 mg/L 以下
26 ふつ素及びその化合物	河川に放流する場合 海域に放流する場合	8 mg/L 以下 15 mg/L 以下
27 1, 4-ジオキサン	0.5	mg/L 以下
28 フェノール類	5	mg/L 以下
29 銅及びその化合物	3	mg/L 以下
30 亜鉛及びその化合物	2	mg/L 以下
31 鉄及びその化合物（溶解性）	10	mg/L 以下
32 マンガン及びその化合物（溶解性）	10	mg/L 以下
33 クロム及びその化合物	2	mg/L 以下
34 ダイオキシン類	10	pg-TEQ/L 以下
35 pH（水素イオン濃度）	5 を超え 9 未満	
36 BOD（生物化学的酸素要求量）	日排水量 30m ³ 以上 日排水量 30m ³ 未満	600 mg/L 未満 規制なし
37 SS（浮遊物質量）	600	mg/L 未満
38 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 動植物油脂類	5 mg/L 以下 30 mg/L 以下
39 溫度	45	℃未満
40 よう素消費量	220	mg/L 未満

備考 1~34までの項目は下水道法施行令で定められた項目であり、35~40までの項目は鹿児島市下水道条例で定められた項目である。

(2) 公共下水道からの放流水の水質に関する技術上の基準

下水道法施行令（昭和 34 年 4 月 22 日 政令第 147 号）（最終改正：令和 3 年 11 月 1 日 政令第 296 号）抜粋

区分	技術上の基準
公共下水道又は流域下水道からの放流水 (雨水の影響が少ない時)	水素イオン濃度：5.8～8.6 大腸菌群数：3,000 個/cm ³ 以下 浮遊物質量：40 mg/L 以下 生物化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量：計画放流水質に適合する数値
合流式の公共下水道からの放流水又は合流式の流域下水道及びそれに接続しているすべての合流式の流域関連公共下水道からの放流水 (降雨による雨水の影響が大きい時)	合流式下水道等の各吐口からの生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷の総量を各吐口からの放流水の総量で除した数値：40mg/L 以下（5 日間）

(3) 処理槽からの放流水の水質に関する技術上の基準

環境省関係処理槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号）（最終改正：令和 2 年 12 月 28 日 環境省令第 311 号）抜粋

項目	基準値
生物化学的酸素要求量	20 mg/L 以下
生物化学的酸素要求量の除去率	90 %以上

備考 1 みなし処理槽はこの限りではない。
 2 生物化学的酸素要求量の除去率：処理槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から処理槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を処理槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合

(4) 尿尿処理槽又は合併処理処理槽の性能に関する技術的基準

建築基準法施行令（昭和 25 年 11 月 16 日 政令第 338 号）（最終改正：令和 3 年 11 月 1 日 政令第 296 号）抜粋

屎尿処理槽又は合併処理処理槽を設ける区域	処理対象人員（人）	性 能		
		生物化学的酸素要求量の除去率(%)	屎尿処理槽又は合併処理処理槽からの放流水の生物化学的酸素要求量(mg/L)	放流水に含まれる大腸菌群数(個/cm ³)
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	50 以下	65 以上	90 以下	3,000 以下
	51 以上 500 以下	70 以上	60 以下	
	501 以上	85 以上	30 以下	
特定行政庁が衛生上特に支障がないと認めて規則で指定する区域		55 以上	120 以下	3,000 以下
その他の区域	500 以下	65 以上	90 以下	
	501 以上 2,000 以下	70 以上	60 以下	
	2,001 以上	85 以上	30 以下	

備考 1 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。
 2 この表において、生物化学的酸素要求量の除去率とは、屎尿処理槽又は合併処理処理槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から屎尿処理槽又は合併処理処理槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を屎尿処理槽又は合併処理処理槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。

9 水道水質基準値

水道法に基づく水質基準値は 51 項目定められており、水道水は水質基準に適合するものでなければならず、水道事業体には検査の義務が課されています。

水質基準に関する省令（平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号）（最終改正：令和 2 年 3 月 25 日 厚生労働省令第 38 号）抜粋

項目		基 準 値
1	一般細菌	1mL の検水で形成される集落数が 100 以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	シアノの量に関して、0.01mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
20	ベンゼン	0.01mg/L 以下
21	塩素酸	0.6mg/L 以下
22	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下
23	クロロホルム	0.06mg/L 以下

項目		基 準 値
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/L 以下
26	臭素酸	0.01mg/L 以下
27	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
30	プロモホルム	0.09mg/L 以下
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L 以下
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L 以下
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L 以下
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下
38	塩化物イオン	200mg/L 以下
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L 以下
40	蒸発残留物	500mg/L 以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
42	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下
46	有機物 (TOC)	3mg/L 以下
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5 度以下
51	濁度	2 度以下

10 清涼飲料水の成分規格

食品衛生法第7条および第10条の規定に基づき食品および添加物等には一定の規格基準が定められており、清涼飲料水については以下の成分規格が定められています。

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
(最終改正：令和4年3月17日 厚生労働省告示第72号)抜粋

(1) 一般規格

項目	規格
1 混濁	混濁したものであってはならない
2 沈殿物又は固形の異物	沈殿物又は固形の異物のあるものであってはならない
3 スズ(金属製容器包装入りのもの)	150.0ppmを超えるものであってはならない
4 大腸菌群	陰性でなければならぬ

(2) 個別規格

1 ミネラルウォーター類(殺菌又は除菌を行わないもの)

a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

	第1欄	第2欄
1 アンチモン		0.005 mg/L 以下
2 カドミウム		0.003 mg/L 以下
3 水銀		0.0005 mg/L 以下
4 セレン		0.01 mg/L 以下
5 銅		1 mg/L 以下
6 鉛		0.05 mg/L 以下
7 バリウム		1 mg/L 以下
8 ヒ素		0.01 mg/L 以下
9 マンガン		0.4 mg/L 以下
10 六価クロム		0.02 mg/L 以下
11 シアン(シアノイオン及び塩化シアン)		0.01 mg/L 以下
12 亜硝酸性窒素		0.04 mg/L 以下
13 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/L 以下
14 フッ素		2 mg/L 以下
15 ホウ素		5 mg/L 以下

b 容器包装内の二酸化炭素圧力が20°Cで98kPa未満である場合

項目	規格
1 腸球菌	陰性
2 緑膿菌	陰性

2 ミネラルウォーター類（殺菌又は除菌を行うもの）

次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

	第1欄	第2欄
1	アンチモン	0.005 mg/L 以下
2	カドミウム	0.003 mg/L 以下
3	水銀	0.0005 mg/L 以下
4	セレン	0.01 mg/L 以下
5	銅	1 mg/L 以下
6	鉛	0.05 mg/L 以下
7	バリウム	1 mg/L 以下
8	ヒ素	0.01 mg/L 以下
9	マンガン	0.4 mg/L 以下
10	六価クロム	0.02 mg/L 以下
11	亜塩素酸	0.6 mg/L 以下
12	塩素酸	0.6 mg/L 以下
13	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下
14	クロロホルム	0.06 mg/L 以下
15	残留塩素	3 mg/L 以下
16	シアン（シアニオン及び塩化シアン）	0.01 mg/L 以下
17	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
18	1,4-ジオキサン	0.04 mg/L 以下
19	ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下
20	1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
21	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
22	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
23	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	シス体とトランス体の和として 0.04 mg/L 以下
24	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下
25	臭素酸	0.01 mg/L 以下
26	亜硝酸性窒素	0.04 mg/L 以下
27	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下
29	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
30	トリクロロエチレン	0.004 mg/L 以下
31	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下
32	トルエン	0.4 mg/L 以下
33	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.07 mg/L 以下
34	フッ素	2 mg/L 以下
35	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下
36	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下
37	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
38	ホウ素	5 mg/L 以下
39	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下
40	有機物等（全有機炭素）	3 mg/L 以下
41	味	異常でないこと
42	臭気	異常でないこと
43	色度	5度以下
44	濁度	2度以下

3 ミネラルウォーター類以外の清涼飲料水

項目	規格
1 ヒ素	検出するものであってはならない
2 鉛	検出するものであってはならない
3 パツリン	0.050ppm を超えるものであってはならない (りんごの搾汁及び搾汁された果汁のみを原料とするものに限る)

11 清涼飲料水の製造基準

食品衛生法第7条および第10条の規定に基づき食品および添加物等には一定の規格基準が定められており、清涼飲料水については以下の製造基準が定められています。

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
(最終改正：令和4年3月17日 厚生労働省告示第72号) 抜粋

(1) 一般基準

製造に使用する器具及び容器包装は、適当な方法で洗浄し、かつ、殺菌したものでなければならない。ただし、未使用の容器包装であり、かつ、殺菌され、又は殺菌効果を有する製造方法で製造され、使用するまでに汚染されるおそれのないように取り扱われたものにあっては、この限りでない。

(2) 個別基準

- 1 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないもの（容器包装内の二酸化炭素圧力が20°Cで98kPa以上のものを除く。）
 - a 原水は、自然に、又は掘削によって地下の帶水層から直接得られる鉱水のみとし、泉源及び採水地点の環境保全を含め、その衛生確保に十分に配慮しなければならない。
 - b 原水は、その構成成分、湧出量及び温度が安定したものでなければならない。
 - c 原水は、人為的な環境汚染物質を含むものであつてはならない。ただし、別途成分規格が設定されている場合にあっては、この限りでない。
 - d 原水は、病原微生物に汚染されたもの又は当該原水が病原微生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものであつてはならない。
 - e 原水は、芽胞形成亜硫酸還元嫌気性菌、腸球菌、緑膿菌及び大腸菌群が陰性であり、かつ、1mL当たりの細菌数が5以下でなければならない。
 - f 原水は、泉源から直接採水したものを自動的に容器包装に充填した後、密栓又は密封しなければならない。
 - g 原水には、沈殿、ろ過、曝気又は二酸化炭素の注入若しくは脱気以外の操作を施してはならない。
 - h 採水から容器包装詰めまでを行う施設及び設備は、原水を汚染するおそれのないよう清潔かつ衛生的に保持されたものでなければならない。
 - i 採水から容器包装詰めまでの作業は、清潔かつ衛生的に行わなければならない。
 - j 容器包装詰め直後の製品は1mL当たりの細菌数が20以下でなければならない。
 - k e及びjに係る記録は、6月間保存しなければならない。

2 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行わないものであつて、かつ、容器包装内の二酸化炭素圧力が 20°Cで 98kPa 以上のもの

項目	規格
1 細菌数（生菌数）	1mLあたり 100 以下
2 大腸菌群	陰性

3 ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

a

項目	規格
1 細菌数（生菌数）	1mLあたり 100 以下
2 大腸菌群	陰性

b 容器包装に充填し、密栓若しくは密封した後殺菌するか、又は自記温度計をつけた殺菌器等で殺菌したもの若しくはろ過器等で除菌したもの自動的に容器包装に充填した後、密栓若しくは密封しなければならない。この場合の殺菌又は除菌は、その中心部の温度を 85°Cで 30 分間加熱する方法その他の原料として用いる水等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させ、又は除去するのに十分な効力を有する方法で行わなければならない。

c b の殺菌に係る殺菌温度及び殺菌時間の記録若しくは除菌に係る記録は、6 月間保存しなければならない。

4 ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料及び原料用果汁以外の清涼飲料水
原料として用いる水は、水道水又は次のいずれかでなければならない。

	基 準
①	1 清涼飲料水の成分規格の(2)個別規格の 1 の a に適合するもののうち、2 清涼飲料水の製造基準の(2)個別基準の 1 (f, h, i, j 及び k を除く) 又は 2 に適合するもの。
②	1 清涼飲料水の成分規格の(2)個別規格の 2 及び 2 清涼飲料水の製造基準の(2)個別基準の 3 の a に適合するものであるもの。

12 食品製造用水

食品衛生法第7条および第10条の規定に基づき食品および添加物等には一定の規格基準が定められており、食品製造用水として水道水または次表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合する水が定められています。

食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
(最終改正：令和4年3月17日 厚生労働省告示第72号)抜粋

第 1 欄		第 2 欄
1	一般細菌	100 以下/mL
2	大腸菌群	検出されないこと
3	カドミウム	0.01 mg/L 以下
4	水銀	0.0005 mg/L 以下
5	鉛	0.1 mg/L 以下
6	ヒ素	0.05 mg/L 以下
7	六価クロム	0.05 mg/L 以下
8	シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01 mg/L 以下
9	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
10	フッ素	0.8 mg/L 以下
11	有機リン	0.1 mg/L 以下
12	亜鉛	1.0 mg/L 以下
13	鉄	0.3 mg/L 以下
14	銅	1.0 mg/L 以下
15	マンガン	0.3 mg/L 以下
16	塩素イオン	200 mg/L 以下
17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下
18	蒸発残留物	500 mg/L 以下
19	陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L 以下
20	フェノール類	フェノールとして 0.005mg/L 以下
21	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	10 mg/L 以下
22	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
23	味	異常でないこと
24	臭気	異常でないこと
25	色度	5 度以下
26	濁度	2 度以下

13 建築物環境衛生管理基準（飲料水）

特定建築物の維持管理者は建築物環境衛生管理基準に従って当該特定建築物の管理を行わなければなりません。飲料水については以下の基準に適合する必要があります。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和 46 年 1 月 21 日 厚生省令第 2 号）
(最終改正：令和 3 年 12 月 24 日 厚生労働省令第 199 号) 抜粋

項 目	基 準 値	検査頻度	
		水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源として使用している場合	地下水その他の水を水源の全部又は一部としている場合
1 一般細菌	1mL の検水で形成される集落数が 100 以下であること	6か月に 1 回 及び 使用開始前に 1 回	
2 大腸菌	検出されないこと		
3 垂硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下		
4 鉛及びその化合物*	鉛の量に関して、0.01 mg/L 以下		
5 硝酸態窒素及び垂硝酸態窒素	10 mg/L 以下		
6 垂鉛及びその化合物*	垂鉛の量に関して、1.0 mg/L 以下		
7 鉄及びその化合物*	鉄の量に関して、0.3 mg/L 以下		
8 銅及びその化合物*	銅の量に関して、1.0 mg/L 以下		
9 塩化物イオン	200 mg/L 以下		
10 蒸発残留物*	500 mg/L 以下		
11 有機物 (TOC)	3 mg/L 以下		
12 pH 値	5.8 以上 8.6 以下		
13 味	異常でないこと		
14 臭気	異常でないこと		
15 色度	5 度以下		
16 濁度	2 度以下		
17 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01 mg/L 以下	1年に 1 回 (6月から 9月) 及び 使用開始前に 1 回	
18 塩素酸	0.6 mg/L 以下		
19 クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下		
20 クロロホルム	0.06 mg/L 以下		
21 ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下		
22 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下		
23 臭素酸	0.01 mg/L 以下		
24 総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下		
25 トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下		
26 プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下		
27 プロモホルム	0.09 mg/L 以下		
28 ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下		

備考 表中の※の項目については、水質検査の結果水質基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えない。

項 目	基 準 値	検 査 頻 度	
		水道水又は専用水道から供給を受ける水のみを水源として使用している場合	地下水その他の水を水源の全部又は一部としている場合
29 四塩化炭素	0.002mg/L 以下		
30 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下		
31 ジクロロメタン	0.02mg/L 以下		
32 テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
33 トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下		
34 ベンゼン	0.01mg/L 以下		
35 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L 以下		
36 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L 以下		
37 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L 以下		
38 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L 以下		
39 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L 以下		
40 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L 以下	周囲の状況から判断して必要な場合	
41 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L 以下		
42 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L 以下		
43 1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下		
44 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L 以下		
45 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L 以下		
46 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L 以下		
47 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下		
48 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下		
49 ジエオスミン	0.00001mg/L 以下		
50 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下		
51 非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下		

14 温泉飲用基準

温泉の飲用基準は、利用者の安全確保と温泉の有する医療効能の積極的な活用をはかるために定められた利用基準です。

温泉の利用基準について（昭和 50 年 7 月 12 日環自企 424 号）
(最終改正：平成 19 年 10 月 1 日 環自総発第 071001002 号) 抜粋

(1) 飲用利用基準

湯治のために温泉を飲用に供しようとする場合においての飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。

ア 大人 (16 才以上の者)

対象成分	飲用許容量	
	飲用の総量 (1 日につき)	成分の総摂取量
ひ素	(0.1 /A×1000) mL	0.1 mg
銅	(2.0 /A×1000) mL	2 mg
ふつ素	(1.6 /A×1000) mL	1.6 mg
鉛	(0.2 /A×1000) mL	0.2 mg
水銀	(0.002/A×1000) mL	0.002 mg
遊離炭酸	—	1000 mg (1 回につき)

備考 A は当該温泉の 1kg 中に含まれる成分の重量(mg 単位)の数値

イ 小人 (15 才以下の者)

15 歳以下の者については、知見が必ずしも十分にないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。

(2) 微生物学的衛生管理

ア 飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年 1 回以上、一般細菌及び大腸菌群の検査を行い、別表の基準値に適合していることを確認すること。また、着色が認められる場合等必要に応じて、全有機炭素を検査すること。検査の結果、不良の判定を得たときは、直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。

イ 一般細菌、大腸菌群等の検査結果を記録し、都道府県知事等から測定結果について報告を求められたときは、直ちに提出できるようにその記録を保管しておくこと。

別表

検査項目	基準値
一般細菌	1mL 中の検水で形成される集落数が 100 以下であること。
大腸菌群	検出されないこと。
全有機炭素 (TOC)	5 mg/L 以下であること。

15 沐浴利用基準

公衆浴場において使用する水については、以下のとおり水質の基準値および検査方法が定められています。

公衆浴場における衛生等監理要領等の改正について（令和2年12月10日 生食発1210第1号）抜粋

種類	検査項目	水質基準	検査頻度
原湯 原水 上がり用湯 上がり用水	色度	5度以下であること	1年に1回以上
	濁度	2度以下であること	
	pH値	5.8以上8.6以下であること	
	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L以下であること	
	過マンガン酸カリウム消費量 (塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合)	10mg/L以下であること	
	大腸菌	検出されないこと	
	レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL未満)	
浴槽水	濁度	5度以下であること	ろ過器を使用していない浴槽水及び毎日完全に換水している浴槽水は1年に1回以上 連日使用している浴槽水は1年に2回以上（消毒が塩素消毒でない場合は1年に4回以上）
	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	8mg/L以下であること	
	過マンガン酸カリウム消費量 (塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合)	25mg/L以下であること	
	大腸菌群	1個/mL以下であること	
	レジオネラ属菌	検出されないこと (10cfu/100mL未満)	
備考1 「原湯」とは、浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。 2 「原水」とは、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。 3 「上がり用湯」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。 4 「上がり用水」とは、洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。 5 「浴槽水」とは、浴槽内の湯水をいう。 6 温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないときは大腸菌群及びレジオネラ属菌を除く項目についての基準の一部又は全部を適用しないことができる。			

16 農薬に関する指針値等

(1) ゴルフ場排水中の農薬濃度に係る暫定指導指針値

ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬については、下表に示す農薬や指針値に加え、農薬取締法に基づく水質汚濁に係る農薬登録基準（水濁基準値）や水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（水産基準値）に基づいた指針値（水濁基準値および水産基準値を10倍した値）により規制されています。

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針
(令和2年3月27日 環水大土発第2003271号)

農 薬 名		水 濁 指 針 値	
殺虫剤	ダイアジノン	0.05	mg/L
	チオジカルブ	0.8	mg/L
	トリクロルホン (DEP)	0.05	mg/L
	ペルメトリン	1	mg/L
	ベンスルタップ	0.9	mg/L
殺菌剤	イプロジオン	3	mg/L
	イミノクタジンアルベシル酸塩及び イミノクタジン酢酸塩	0.06	mg/L (イミノクタジンとして)
	シプロコナゾール	0.3	mg/L
	チウラム (チラム)	0.2	mg/L
	チオファネートメチル	3	mg/L
	トルクロホスメチル	2	mg/L
	バリダマイシン	12	mg/L
	ヒドロキシイソキサゾール(ヒメキサゾール)	1	mg/L
	ベノミル	0.2	mg/L
除草剤	シクロスルファムロン	0.8	mg/L
	シマジン (CAT)	0.03	mg/L
	トリクロビル	0.06	mg/L
	ナプロパミド	0.3	mg/L
	フラザスルフロン	0.3	mg/L
	MCPA イソプロビルアミン塩及び MCPA ナトリウム塩	0.051	mg/L (MCPAとして)
注1：表に記載の指針値は以下の式から算出している。 指針値 = {ADI(mg/kg 体重/日) × 53.3(kg) × 0.1(ADIの10%配分) / 2(L/人/日)} × 10			
注2：表に掲げた農薬の指針値についても、今後新たに水濁基準値が設定された場合にはその値を10倍した値を指針値とする。 なお、水濁基準値については、環境省のホームページ (https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/kijun.html) に掲載しており、改定される場合もあるので、隨時確認すること。			

(2) 公共用水域等における農薬の水質評価指針値

公共用水域等における農薬の水質評価指針値は、空中散布等一時的に広範囲に使用される農薬で、水質環境基準健康項目や要監視項目として設定されていないものが公共用水域等から検出された場合の目安となる指針値として定められています。

公共用水域等における農薬の水質評価指針について（平成6年4月15日 環水土第86号）抜粋

項目	種類	評価指針値
イプロジョン	殺菌剤	0.3 mg/L 以下
イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 mg/L 以下
エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 mg/L 以下
エスプロカルブ	除草剤	0.01 mg/L 以下
エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006 mg/L 以下
カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 mg/L 以下
クロルピリホス	殺虫剤	0.03 mg/L 以下
ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006 mg/L 以下
シメトリン	除草剤	0.06 mg/L 以下
トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 mg/L 以下
トリクロルホン	殺虫剤	0.03 mg/L 以下
トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 mg/L 以下
ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002 mg/L 以下
フサライド	殺菌剤	0.1 mg/L 以下
ブタミホス	除草剤	0.004 mg/L 以下
ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 mg/L 以下
プレチラクロール	除草剤	0.04 mg/L 以下
プロベナゾール	殺菌剤	0.05 mg/L 以下
プロモブチド	除草剤	0.04 mg/L 以下
フルトラニル	殺菌剤	0.2 mg/L 以下
ベンシクリン	殺菌剤	0.04 mg/L 以下
ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 mg/L 以下
ベンディメタリン	除草剤	0.1 mg/L 以下
マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 mg/L 以下
メフェナセット	除草剤	0.009 mg/L 以下
メプロニル	殺菌剤	0.1 mg/L 以下
モリネート	除草剤	0.005 mg/L 以下

17 その他の水質に係る基準値等

(1) 水浴場水質判定基準

環境省では、国民の利用に資することを目的として、全国の水浴に供される公共用水域の水質等の状況について以下の判定基準を用いて評価を行っています。

令和元年度水浴場（開設前）の水質調査結果について（令和元年7月5日 環境省HP）抜粋

1. 判定基準については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- 1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD または透明度のいずれかの項目が「不適」に該当する水浴場を「不適」な水浴場とする。
- 2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度の項目ごとに、「水質 AA」、「水質 A」、「水質 B」または「水質 C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
 - ・各項目の全てが「水質 AA」である水浴場を「水質 AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 A」以上である水浴場を「水質 A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質 B」以上である水浴場を「水質 B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質 C」とする。

また、この判定により、「水質 AA」または「水質 A」となった水浴場を「適」、「水質 B」または「水質 C」となった水浴場を「可」とする。

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA	不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1m以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3 mg/L 以下)	全透 (1m以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	當時は油膜が認められない	5 mg/L 以下	1m未満～ 50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	當時は油膜が認められない	8 mg/L 以下	1m未満～ 50cm 以上
不適		1,000 個/100mL を超える もの	當時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満*

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。

COD の測定は、日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。

透明度（*の部分）に関しては、砂の巻き上げによる原因是評価の対象外とすることができます。

2. 「改善対策を要するもの」については、次の 1) または 2) のいずれかに該当する水浴場とする。

- 1) 「水質 C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が 400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- 2) 油膜が認められたもの。

(2) 農業用水基準（水稻）

「農業用水基準」は、農林水産省が学識経験者の意見を取り入れて定めた基準であり、水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されています。

(昭和 45 年 農林省公害研究会) 抜粋

項目	基準値
pH (水素イオン濃度)	6.0 ~ 7.5
COD(化学的酸素要求量)	6 mg/L 以下
SS(浮遊物質)	100 mg/L 以下
DO(溶存酸素)	5 mg/L 以上
T-N(全窒素)	1 mg/L 以下
EC(電気伝導度)	0.3 mS/cm 以下
重金属	As(ヒ素)
	0.05 mg/L 以下
	Zn(亜鉛)
	0.5 mg/L 以下
	Cu(銅)
	0.02 mg/L 以下

(3) 水産用水基準

水産用水基準は、公益社団法人 日本水産資源保護協会により設定された基準であり、水生生物の保護の指標として利用されています。

水産用水基準 第8版（2018年版）（平成30年8月 公益社団法人 日本水産資源保護協会）（改訂：令和2年7月）抜粋

淡水域

水域	河川		湖沼
	自然繁殖の条件	成育の条件	-
BOD	3mg/L 以下 (2mg/L 以下) ()内はサケ・マス・アユを対象とする場合	5mg/L 以下 (3mg/L 以下) ()内はサケ・マス・アユを対象とする場合	
COD _{Mn}	-	自然繁殖の条件 4mg/L 以下 (2mg/L 以下) ()内はサケ・マス・アユを対象とする場合	成育の条件 5mg/L 以下 (3mg/L 以下) ()内はサケ・マス・アユを対象とする場合
全リン	-	0.1mg/L 以下(コイ・フナ) 0.05mg/L 以下(ワカサギ) 0.01mg/L 以下(サケ科・アユ科)	
全窒素	-	1.0mg/L 以下(コイ・フナ) 0.6mg/L 以下(ワカサギ) 0.2mg/L 以下(サケ科・アユ科)	
DO	6mg/L 以上(7mg/L 以上) ()内はサケ・マス・アユを対象		
pH	6.7～7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと		
SS	25mg/L 以下(人為的に加えられる懸濁物質量は5mg/L 以下)。忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、生長に影響を及ぼさないこと。	サケ・マス・アユ 1.4mg/L 以下(透明度4.5m 以上)	温水性魚類 3.0mg/L 以下(透明度1.0m 以上)
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。		
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。		
大腸菌群数	1,000 MPN/100mL (生食用のカキ飼育 70 MPN/100mL) 以下であること。		
油分	水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められること。		
有害物質	表1、表2、表3、表4及び表5に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
底質	有機物などによる汚泥床、ミズワタ等の発生をおこさないこと。		

備考

- 1 蓄積の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産動植物の許容含有量の決定をもって基準値を定める。
- 2 放射性物質については、関連法規に定められた基準に従う。
- 3 分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目に含まれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準値については公定法または一般的に用いられている方法(海洋観測指針第1部(1999)、水質汚濁調査指針(1980)、沿岸環境調査マニュアル(底質・微生物編)(1990)、環境測定分析法注解(1985))等を採用して差し支えない。

海域

水域	海域	
BOD	-	
COD _{OH}	一般海域	ノリ養殖場 閉鎖性内湾の沿岸域
	一時保留	
全リン	環境基準における 水産1種 0.03 mg/L 以下 水産2種 0.05 mg/L 以下、0.03 mg/L を超える 水産3種 0.09 mg/L 以下、0.05 mg/L を超える ノリ養殖場に最低必要な栄養塩濃度 0.007~0.014 mg/L	
全窒素	環境基準における 水産1種 0.3 mg/L 以下 水産2種 0.6 mg/L 以下、0.3 mg/L を超える 水産3種 1.0 mg/L 以下、0.6 mg/L を超える ノリ養殖場に最低必要な栄養塩濃度 0.07~0.1 mg/L ワカメ養殖 0.028mg/L	
DO	6mg/L 以上 内湾漁場の夏季底層 4.3 mg/L(3 mL/L)	
pH	7.8~8.4 生息する生物に悪影響を及ぼすほど pH の急激な変化がないこと	
SS	人為的に加えられる懸濁物質は 2 mg/L 以下。 海藻類の繁殖に適した水深において必要な照度が保持され、その繁殖成長に影響を及ぼさないこと。	
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。	
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温の変化がないこと。	
大腸菌群数	1,000 MPN/100mL (生食用のカキ飼育 70 MPN/100mL) 以下であること。	
油分	水中には油分が検出されないこと。水面には油膜が認められること。	
有害物質	表1、表2、表3、表4及び表5に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。	
底質	乾泥として COD _{OH} は 20 mg/g 以下、硫化物は 0.2 mg/g 以下、ノルマルヘキサン抽出物は 0.1% 以下であること。 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着床、発生あるいはその発育を妨げないこと。 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験（昭和48年2月17日環境庁告示第14号）により得られた検疫中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、水産用水基準値の10倍を下回ること。ただし、カドミウム、PCBについては溶出試験で得られた検疫中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。 ダイオキシン類の濃度は 150 pg TEQ/g を下回ること。	

備考

- 1 蕁穂の可能性のある成分については、人体に対する安全性を考慮した水産動植物の許容含有量の決定をまって基準値を定める。
- 2 放射性物質については、関連法規に定められた基準に従う。
- 3 分析方法：人の健康の保護に関する環境基準、生活環境の保全に関する環境基準及び要監視項目に含まれる物質は公定法により分析することが望ましい。その他の基準値については公定法または一般的に用いられている方法（海洋観測指針第1部(1999)、水質汚濁調査指針(1980)、沿岸環境調査マニュアル(底質・微生物編)(1990)、環境測定分析法注解(1985)）等を採用して差し支えない。

表1 人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値とその分析方法

項目	基準値 (mg/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
カドミウム	0.003	0.003	JIS K0102*の55.2、55.3又は55.4
全シアン	0.005	0.001	JIS K0102の38.1.2と38.2又は38.1.2と38.3
鉛	0.003	0.003	JIS K0102の54
六価クロム	0.0002	0.01	JIS K0102の65.2
砒素	0.01	0.01	JIS K0102の61.2又は61.4
総水銀	0.0002	0.0001	付表**1
アルキル水銀	検出されないこと	0.001	付表2
PCB	検出されないこと	検出されないこと	付表3
ジクロロメタン	0.02	0.02	JIS K0125***の5.1、5.2又は5.3.2
四塩化炭素	0.002	0.002	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、又は5.3.2
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
トリクロロエチレン	0.01	0.01	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
テトラクロロエチレン	0.01	0.002	JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1
チウラム	0.006	—	付表4
シマジン	0.003	—	付表5.1又は5.2
チオベンカルブ [†]	0.001	0.02	付表5.1又は5.2
ベンゼン	0.01	0.01	JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2
セレン	0.002	0.01	JIS K0102の67.2又は67.3
硝酸態窒素	9	7	JIS K0102の43.2.1、43.2.3又は43.2.5
亜硝酸態窒素	0.03	0.06	JIS K0102の43.1
ふつ素	0.8	1.4	JIS K0102の34.1又は付表6
ほう素	1	4.5	JIS K0102の47.1、47.3又は付表7

1. * 日本工業規格JISK0102-1998 工場排水試験方法

2. ** 「水質汚濁に係る環境基準について」昭和46年12月環境庁告示第29号の付表1～付表7

3. *** 日本工業規格JISK0125-1995 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

4. 「検出されないこと」とは、分析方法の欄に掲げる方法により測定した結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

5. — 基準値が設定されていない。

表2 生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値とその分析方法

項目	基準値 (mg/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと	JIS K0102 の 53

表3 要監視項目として定められている有害物質の基準値とその分析方法

項目	基準値 (mg/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
クロロホルム	0.05	0.06	JIS K0125*5.1、5.2又は5.3.1
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	JIS K0125*5.1、5.2又は5.3.1
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06	"
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07	"
イソキサチオノン	0.008	0.008	付表**1-1又は1-2
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと	"
フェニトロチオノン(MEP)	検出されないこと	検出されないこと	"
イソプロチオラン	0.04	0.04	"
オキシン銅	0.006	-	付表2
クロロタロニル(TPN)	0.001	0.002	付表1-1又は1-2
プロピザミド	0.008	-	"
EPN	検出されないこと	検出されないこと	"
ジクロルボス(DDVP)	検出されないこと	検出されないこと	"
フェノルカルブ(BPMC)	検出されないこと	0.003	"
イプロベンホス(IPB)	検出されないこと	0.008	"
クロルニトロフェン(CNP)	0.0009	0.08	"
トルエン	0.6	0.3	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2
キシレン	0.4	-	"
フタル酸ジエチルヘキシリ	0.001	0.06	付表3-1又は3-2
ニッケル	0.004	0.007	JIS K0102***の59.3、付表4又は付表5
モリブデン	0.07	0.07	JIS K0102の68.2、付表4又は付表5
アンチモン	0.008	0.4	JIS K0102の62.2又は付表6
マンガン	0.2	0.2	JIS K0102の56.2、56.3、56.4、56.5

* 日本工業規格JISK0125 用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

** 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」平成5年4月28日環水規第121号付表1～付表8

*** 日本工業規格JISK0102-1998 工場排水試験方法

— 基準値が設定されていない。

表4 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準とその分析法

項目	基準値 (pg TEQ/L)		分析方法
	淡水域	海 域	
ダイオキシン類	1	1	JIS K0312

表5 基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値(mg/L)

項目	基準値 (mg/L)	
	淡水域	海 域
アンモニア態窒素	1.9	0.90
残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと	0.00001
トリプチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	-	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注： 分析方法は公定法(JIS K0102)によることが望ましいが、基準値の備考欄に示した文献等の分析方法を採用しても差し支えない。ダイオキシンの分析は、JIS K0312による。

II 土壤

1 土壤の汚染に係る環境基準値

土壤の汚染に係る環境基準は、環境基本法に基づき人の健康を保護し、および生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として定められています。

土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

(最終改正：令和2年4月2日環境省告示第44号)抜粋

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

備考1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2 土壌汚染対策法に関する要措置区域の指定に係る基準

土壤汚染対策法では、要措置区域の指定基準のうち汚染状態に関する基準として、土壤溶出量基準および土壤含有量が定められています。また、汚染の除去等の措置を選択する際の指標として、第二溶出量基準が定められています。

土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日 環境省令第29号）

（最終改正：令和2年12月28日 環境省令第31号）抜粋

（1）土壤溶出量基準

特定有害物質の種類	要件	
第1種特定有害物質	クロロエチレン	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
	四塩化炭素	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
	1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.004 mg以下であること。
	1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。
	1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.04 mg以下であること。
	1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.002 mg以下であること。
	ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 1 mg以下であること。
	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
	ベンゼン	検液1Lにつき 0.01 mg以下であること。
第2種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム 0.003 mg以下であること。
	六価クロム及びその化合物	検液1Lにつき六価クロム 0.05 mg以下であること。
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀 0.0005 mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン 0.01 mg以下であること。
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛 0.01 mg以下であること。
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素 0.01 mg以下であること。
	ふつ素及びその化合物	検液1Lにつきふつ素 0.8 mg以下であること。
第3種特定有害物質	ほう素及びその化合物	検液1Lにつき 1 mg以下であること。
	シマジン	検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。
	チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
	チウラム	検液1Lにつき 0.006 mg以下であること。
	ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

(2) 土壌含有量基準

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム 45 mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム 250 mg以下であること。
シアノ化合物	土壌1kgにつき遊離シアノ 50 mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀 15 mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン 150 mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛 150 mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素 150 mg以下であること。
ふつ素及びその化合物	土壌1kgにつきふつ素 4,000 mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素 4,000 mg以下であること。

(3) 第二溶出量基準

特定有害物質の種類	第二溶出量基準
第1種特定有害物質	クロロエチレン 検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
	四塩化炭素 検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
	1,2-ジクロロエタン 検液1Lにつき 0.04 mg以下であること。
	1,1-ジクロロエチレン 検液1Lにつき 1 mg以下であること。
	1,2-ジクロロエチレン 検液1Lにつき 0.4 mg以下であること。
	1,3-ジクロロプロパン 検液1Lにつき 0.02 mg以下であること。
	ジクロロメタン 検液1Lにつき 0.2 mg以下であること。
	テトラクロロエチレン 検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。
	1,1,1-トリクロロエタン 検液1Lにつき 3 mg以下であること。
	1,1,2-トリクロロエタン 検液1Lにつき 0.06 mg以下であること。
第2種特定有害物質	トリクロロエチレン 検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。
	ベンゼン 検液1Lにつき 0.1 mg以下であること。
	カドミウム及びその化合物 検液1Lにつきカドミウム 0.09 mg以下であること。
	六価クロム化合物 検液1Lにつき六価クロム 1.5 mg以下であること。
	シアノ化合物 検液1Lにつきシアノ 1 mg以下であること。
	水銀及びその化合物 検液1Lにつき水銀 0.005 mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
	セレン及びその化合物 検液1Lにつきセレン 0.3 mg以下であること。
	鉛及びその化合物 検液1Lにつき鉛 0.3 mg以下であること。
第3種特定有害物質	砒素及びその化合物 検液1Lにつき砒素 0.3 mg以下であること。
	ふつ素及びその化合物 検液1Lにつきふつ素 24 mg以下であること。
	ほう素及びその化合物 検液1Lにつきほう素 30 mg以下であること。
	シマジン 検液1Lにつき 0.03 mg以下であること。
	チオベンカルブ 検液1Lにつき 0.2 mg以下であること。
第3種特定有害物質	チウラム 検液1Lにつき 0.06 mg以下であること。
	ポリ塩化ビフェニル 検液1Lにつき 0.003 mg以下であること。
第3種特定有害物質	有機りん化合物 検液1Lにつき 1 mg以下であること。

3 農用地土壤汚染対策地域の指定要件

農用地については、農用地土壤汚染防止法に基づき、以下のとおり基準値が定められています。

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律施行令（昭和 46 年 6 月 24 日 政令第 204 号）

(最終改正：平成 22 年 6 月 16 日 政令第 148 号)

特 定 有 害 物 質	政 令 で 定 め る 要 件
カドミウム及びその化合物	1 その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えると認められる地域であること。 2 前号の地域の近傍の地域のうち次のイ及びロに掲げる要件に該当する地域であって、その地域内の農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量及び同号の地域との距離その他の立地条件からみて、当該農用地において生産される米に含まれるカドミウムの量が米 1kg につき 0.4mg を超えるおそれがあると認められるものであること。 イ その地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量が前号の地域内の農用地の土壤に含まれるカドミウムの量と同程度以上であること。 ロ その地域内の農用地の土性が前号の地域内の農用地の土性とおおむね同一であること。
銅及びその化合物	その地域内の農用地（田に限る。）の土壤に含まれる銅の量が土壤 1kg につき 125mg 以上であると認められる地域であること。
砒素及びその化合物	その地域内の農用地（田に限る。以下この号において同じ。）の土壤に含まれる砒素の量が土壤 1kg につき 15mg（その地域の自然的条件に特別の事情があり、この値によることが当該地域内の農用地における農作物の生育の阻害を防止するため適当でないと認められる場合には、都道府県知事が土壤 1kg につき 10mg 以上 20mg 以下の範囲内で定める別の値）以上であると認められる地域であること。

4 農用地における土壤中の重金属の蓄積防止に係る管理基準

農用地において再生有機質資材の適正な使用を図り、土壤中の重金属等の蓄積による作物の生育への影響を防止するために以下に示す管理基準値が定められています。

農用地における土壤中の重金属の蓄積防止に係る管理基準について（昭和 59 年 11 月 8 日 環水土 149 号）

項 目	管 理 基 準
亜鉛	土壤（乾土）1kg につき 120mg

III 底質

海面埋立等に利用する水底土砂については以下に示す基準値が定められています。

1 水底土砂に係る判定基準

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年2月17日 総理府令第6号）

（最終改正：平成29年6月12日 環境省令第15号）抜粋

項目	基準値
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと
2 水銀又はその化合物	検液1Lにつき 0.005 mg以下
3 カドミウム又はその化合物	検液1Lにつき 0.1 mg以下
4 鉛又はその化合物	検液1Lにつき 0.1 mg以下
5 有機りん化合物	検液1Lにつき 1 mg以下
6 六価クロム化合物	検液1Lにつき 0.5 mg以下
7 青素又はその化合物	検液1Lにつき 0.1 mg以下
8 シアン化合物	検液1Lにつき 1 mg以下
9 ポリ塩化ビフェニル	検液1Lにつき 0.003 mg以下
10 銅又はその化合物	検液1Lにつき 3 mg以下
11 亜鉛又はその化合物	検液1Lにつき 2 mg以下
12 ふつ化物	検液1Lにつき 15 mg以下
13 トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.3 mg以下
14 テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1 mg以下
15 ベリリウム又はその化合物	検液1Lにつき 2.5 mg以下
16 クロム又はその化合物	検液1Lにつき 2 mg以下
17 ニッケル又はその化合物	検液1Lにつき 1.2 mg以下
18 バナジウム又はその化合物	検液1Lにつき 1.5 mg以下
19 有機塩素化合物	試料1kgにつき 40 mg以下
20 ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.2 mg以下
21 四塩化炭素	検液1Lにつき 0.02 mg以下
22 1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.04 mg以下
23 1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 1 mg以下
24 シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.4 mg以下
25 1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 3 mg以下
26 1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.06 mg以下
27 1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.02 mg以下
28 チウラム	検液1Lにつき 0.06 mg以下
29 シマジン	検液1Lにつき 0.03 mg以下
30 チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.2 mg以下
31 ベンゼン	検液1Lにつき 0.1 mg以下
32 セレン又はその化合物	検液1Lにつき 0.1 mg以下
33 1,4-ジオキサン	検液1Lにつき 0.5 mg以下
ダイオキシン類	検液1Lにつき 10 pg以下

2 判定基準に係る有害物質以外の有害物質等

廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件（平成 17 年 9 月 22 日 環境省告示第 96 号）

（最終改正：平成 28 年 1 月 29 日 環境省告示第 15 号）抜粋

項目	判断基準とする濃度
クロロフォルム	検液 1L につきクロロフォルム 8mg 以下
ホルムアルデヒド	検液 1L につきホルムアルデヒド 3mg 以下

IV 産業廃棄物

産業廃棄物については以下に示す基準が定められており、埋立処分に係る判定基準値を満たさない産業廃棄物は特別管理産業廃棄物に分類されます。特別管理産業廃棄物は、遮断型最終処分場に埋立処分されます。

1 埋立処分に係る判定基準

金属を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和 48 年 2 月 17 日 総理府令第 5 号）

（最終改正：平成 29 年 6 月 9 日 環境省令第 11 号）

項目	1 規制対象事業場で生じた汚泥 2 1 を処分するために処理したもの	1 鉛さいおよびその処理物 (24 1, 4-ジオキサンを除く) 2 規制対象施設で生じた燃え殻およびその処理物 3 規制対象施設で生じたばいじんおよびその処理物
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	検液 1L につき 0.005mg 以下	検液 1L につき 0.005mg 以下
2 カドミウム又はその化合物	検液 1L につき 0.09mg 以下	検液 1L につき 0.09mg 以下
3 鉛又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
4 有機燐化合物	検液 1L につき 1mg 以下	
5 六価クロム化合物	検液 1L につき 1.5mg 以下	検液 1L につき 1.5mg 以下
6 硒素又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
7 シアン化合物	検液 1L につき 1mg 以下	
8 ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につき 0.003mg 以下	
9 トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	
10 テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下	
11 ジクロロメタン	検液 1L につき 0.2mg 以下	
12 四塩化炭素	検液 1L につき 0.02mg 以下	
13 1, 2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.04mg 以下	
14 1, 1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1mg 以下	
15 シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.4mg 以下	
16 1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1L につき 3 mg 以下	
17 1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.06mg 以下	
18 1, 3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.02mg 以下	
19 チウラム	検液 1L につき 0.06mg 以下	
20 シマジン	検液 1L につき 0.03mg 以下	
21 チオベンカルブ	検液 1L につき 0.2mg 以下	
22 ベンゼン	検液 1L につき 0.1mg 以下	
23 セレン又はその化合物	検液 1L につき 0.3mg 以下	検液 1L につき 0.3mg 以下
24 1, 4-ジオキサン	検液 1L につき 0.5mg 以下	検液 1L につき 0.5mg 以下

2 特別管理産業廃棄物の判定基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日 厚生省令第35号）

（最終改正：令和3年8月4日 環境省令第12号）抜粋

（1）燃え殻・ばいじん・鉱さい

項目	燃え殻・ばいじん・鉱さい		
	燃え殻・ばいじん・鉱さい	処理物 (廃酸・廃アルカリ)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外)
アルキル水銀化合物 ¹⁾	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物 ¹⁾	検液1Lにつき 0.005mg以下	試料1Lにつき 0.05mg以下	検液1Lにつき 0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	検液1Lにつき 0.09mg以下	試料1Lにつき 0.3mg以下	検液1Lにつき 0.09mg以下
鉛又はその化合物	検液1Lにつき 0.3mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 0.3mg以下
有機燐化合物			
六価クロム化合物	検液1Lにつき 1.5mg以下	試料1Lにつき 5mg以下	検液1Lにつき 1.5mg以下
砒素又はその化合物	検液1Lにつき 0.3mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 0.3mg以下
シアノ化合物			
ポリ塩化ビフェニル			
トリクロロエチレン			
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン			
四塩化炭素			
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
シス-1,2-ジクロロエチレン			
1,1,1-トリクロロエタン			
1,1,2-トリクロロエタン			
1,3-ジクロロプロペン			
チウラム			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン又はその化合物	検液1Lにつき 0.3mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 0.3mg以下
1,4-ジオキサン ²⁾	検液1Lにつき 0.5mg以下	試料1Lにつき 5mg以下	検液1Lにつき 0.5mg以下
ダイオキシン類 ³⁾	検液1gにつき 3ng以下	試料1Lにつき 100pg以下	検液1gにつき 3ng以下

注 1) ばいじんおよび鉱さい並びにその処理物に適用する。

2) 1,4-ジオキサンは、ばいじん及びその処理物について適用する。

3) ダイオキシン類は、鉱さい及びその処理物について適用を除外する。

(2) 廃油

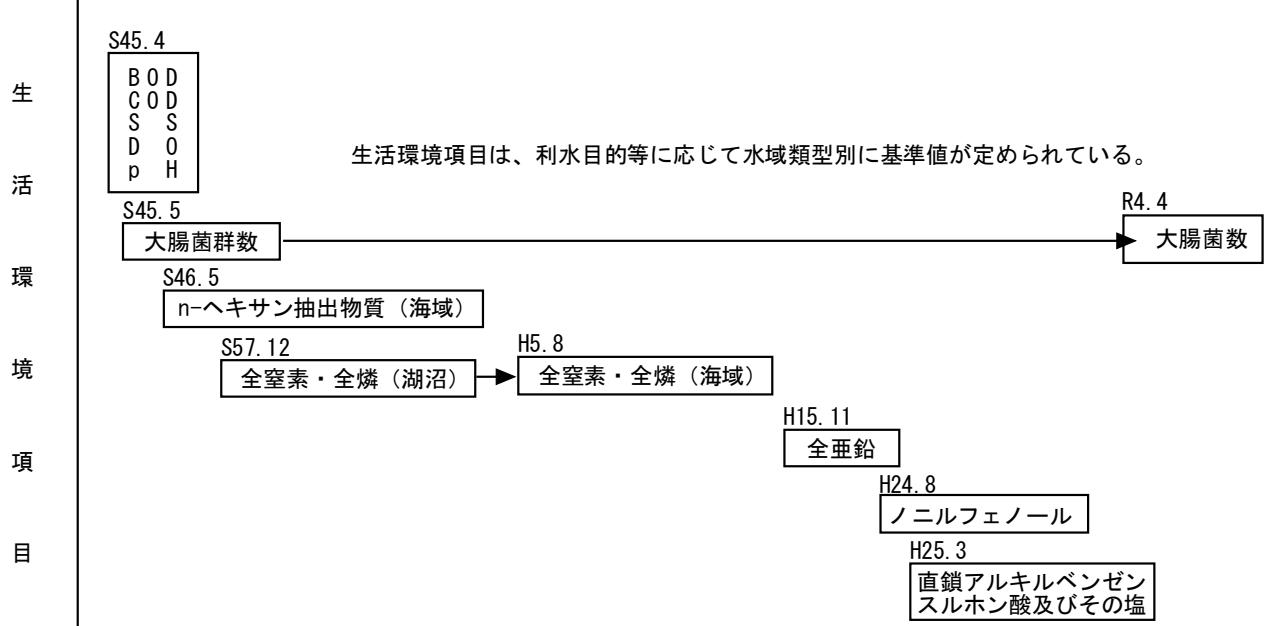
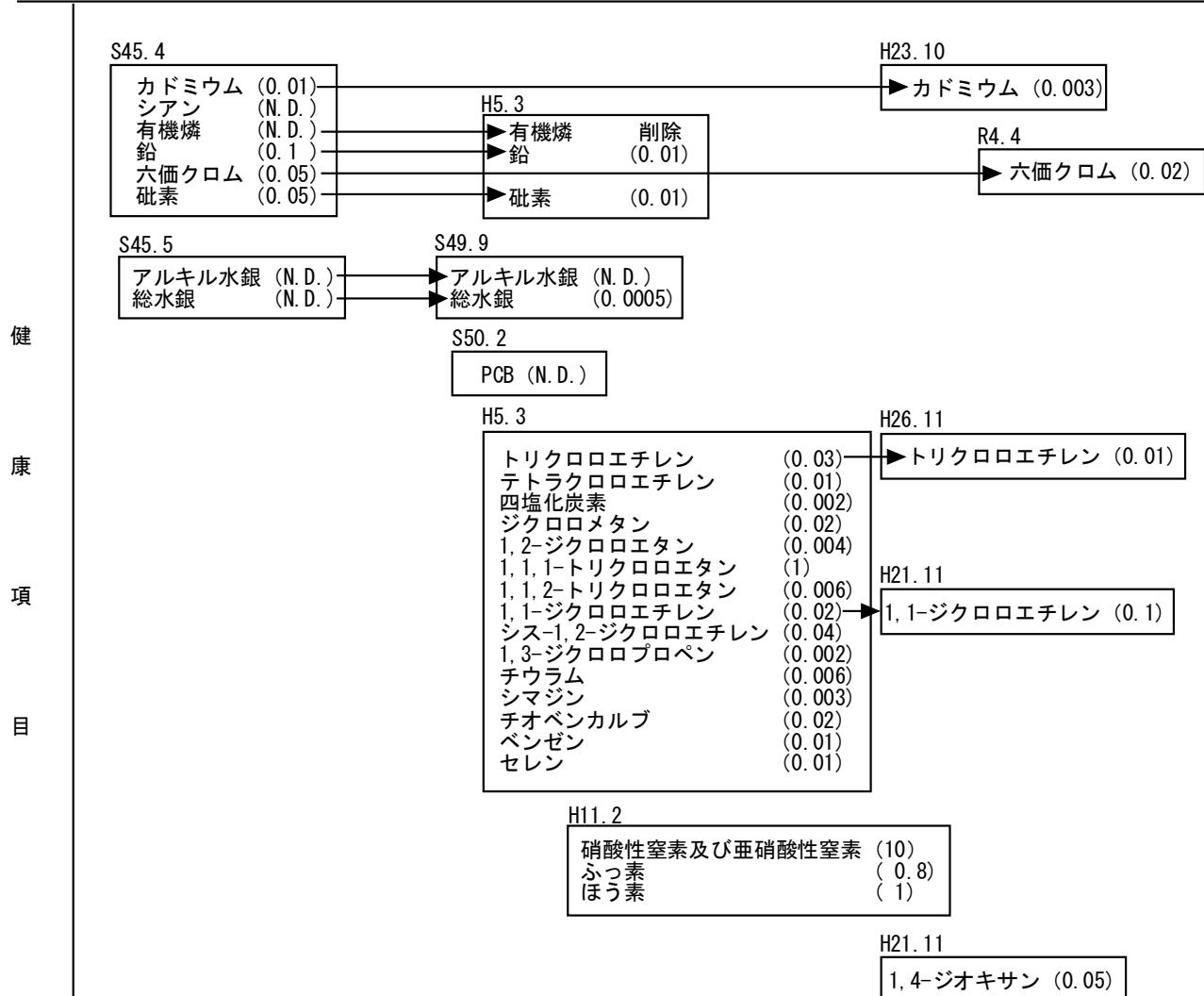
項目	廃油 (廃溶剤に限る)	
	処理物 (廃酸・廃アルカリ)	処理物 (廃酸・廃アルカリ以外)
アルキル水銀化合物		
水銀又はその化合物		
カドミウム又はその化合物		
鉛又はその化合物		
有機燐化合物		
六価クロム化合物		
砒素又はその化合物		
シアノ化合物		
ポリ塩化ビフェニル		
トリクロロエチレン	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
テトラクロロエチレン	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
ジクロロメタン	試料 1L につき 2mg 以下	検液 1L につき 0.2mg 以下
四塩化炭素	試料 1L につき 0.2mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
1, 2-ジクロロエタン	試料 1L につき 0.4mg 以下	検液 1L につき 0.04mg 以下
1, 1-ジクロロエチレン	試料 1L につき 10mg 以下	検液 1L につき 1mg 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	試料 1L につき 4mg 以下	検液 1L につき 0.4mg 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	試料 1L につき 30mg 以下	検液 1L につき 3 mg 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	試料 1L につき 0.6mg 以下	検液 1L につき 0.06mg 以下
1, 3-ジクロロプロペン	試料 1L につき 0.2mg 以下	検液 1L につき 0.02mg 以下
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
ベンゼン	試料 1L につき 1mg 以下	検液 1L につき 0.1mg 以下
セレン又はその化合物		
1, 4-ジオキサン	試料 1L につき 5mg 以下	検液 1L につき 0.5mg 以下
ダイオキシン類		

(3) 汚泥・廃酸・廃アルカリ

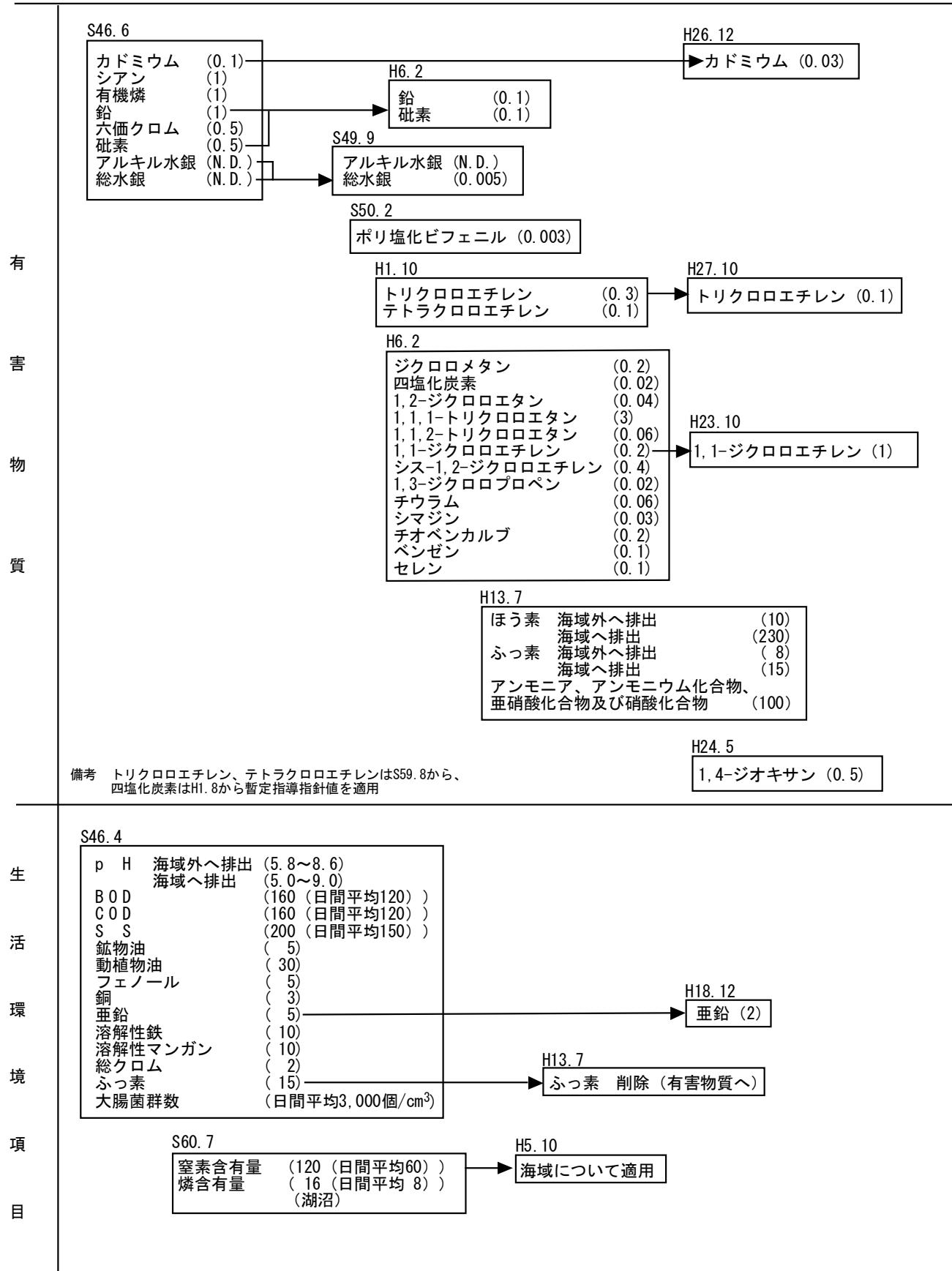
項目	汚泥・廃酸・廃アルカリ			
	汚泥	廃酸・廃アルカリ	処理物(廃酸・廃アルカリ)	処理物(廃酸・廃アルカリ以外)
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	検液1Lにつき 0.005mg以下	試料1Lにつき 0.05mg以下	試料1Lにつき 0.05mg以下	検液1Lにつき 0.005mg以下
カドミウム又はその化合物	検液1Lにつき 0.09mg以下	試料1Lにつき 0.3mg以下	試料1Lにつき 0.3mg以下	検液1Lにつき 0.09mg以下
鉛又はその化合物	検液1Lにつき 0.3mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 0.3mg以下
有機燐化合物	検液1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 1mg以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき 1.5mg以下	試料1Lにつき 5mg以下	試料1Lにつき 5mg以下	検液1Lにつき 1.5mg以下
砒素又はその化合物	検液1Lにつき 0.3mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 0.3mg以下
シアン化合物	検液1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 1mg以下
ポリ塩化ビフェニル	検液1Lにつき 0.003mg以下	試料1Lにつき 0.03mg以下	試料1Lにつき 0.03mg以下	検液1Lにつき 0.003mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 0.1mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき 0.1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 0.1mg以下
ジクロロメタン	検液1Lにつき 0.2mg以下	試料1Lにつき 2mg以下	試料1Lにつき 2mg以下	検液1Lにつき 0.2mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき 0.02mg以下	試料1Lにつき 0.2mg以下	試料1Lにつき 0.2mg以下	検液1Lにつき 0.02mg以下
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき 0.04mg以下	試料1Lにつき 0.4mg以下	試料1Lにつき 0.4mg以下	検液1Lにつき 0.04mg以下
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 10mg以下	試料1Lにつき 10mg以下	検液1Lにつき 1mg以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき 0.4mg以下	試料1Lにつき 4mg以下	試料1Lにつき 4mg以下	検液1Lにつき 0.4mg以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき 3mg以下	試料1Lにつき 30mg以下	試料1Lにつき 30mg以下	検液1Lにつき 3mg以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき 0.06mg以下	試料1Lにつき 0.6mg以下	試料1Lにつき 0.6mg以下	検液1Lにつき 0.06mg以下
1, 3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき 0.02mg以下	試料1Lにつき 0.2mg以下	試料1Lにつき 0.2mg以下	検液1Lにつき 0.02mg以下
チウラム	検液1Lにつき 0.06mg以下	試料1Lにつき 0.6mg以下	試料1Lにつき 0.6mg以下	検液1Lにつき 0.06mg以下
シマジン	検液1Lにつき 0.03mg以下	試料1Lにつき 0.3mg以下	試料1Lにつき 0.3mg以下	検液1Lにつき 0.03mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつき 0.2mg以下	試料1Lにつき 2mg以下	試料1Lにつき 2mg以下	検液1Lにつき 0.2mg以下
ベンゼン	検液1Lにつき 0.1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 0.1mg以下
セレン又はその化合物	検液1Lにつき 0.3mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	試料1Lにつき 1mg以下	検液1Lにつき 0.3mg以下
1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき 0.5mg以下	試料1Lにつき 5mg以下	試料1Lにつき 5mg以下	検液1Lにつき 0.5mg以下
ダイオキシン類	検液1gにつき 3ng以下	試料1Lにつき 100pg以下	試料1Lにつき 100pg以下	検液1gにつき 3ng以下

V 資料編

1 環境基準の変遷



2 排水基準の変遷



注 括弧内の数値は基準値を示す (単位 : mg/L)

所在地



〒891-0132 鹿児島市七ツ島一丁目1番地5

総務部

総務課 : TEL (099) 262-0143 FAX (099) 262-0106
涉外課 : TEL (099) 262-0110 FAX (099) 262-5030
(099) 262-0193

環境企画・普及課

鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター
: TEL (099) 284-6013 FAX (099) 284-6257

環境調査部

調査第一課 : TEL (099) 262-5221 FAX (099) 262-1705
調査第二課 : 同上
環境分析課 : TEL (099) 262-6059 FAX (099) 262-0113
環境生物課 : TEL (099) 262-5369 FAX (099) 262-6471

交通のご案内

- JR「五位野駅」からタクシーで5分
- 鹿児島交通バス停「七ツ島」から徒歩3分